

議案第4号

幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「839,000円」を「844,000円」に改め、同条第2号中「727,000円」を「731,000円」に改め、同条第3号中「696,000円」を「699,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

幸手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等の給料月額を改定したいので、この案を提出するものである。